公告第４４号

一般競争入札を実施するため、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の５の２及び葛尾村財務規則(昭和 58 年規則第２号)第 112 条の規程に基づき下記のとおり公告する。

令和８年１１月１１日

葛尾村長　篠木　弘

記

１．入札に付する事項

（１）工事等番号　　第　住備８－２　号

（２）工 事 等 名　　歯科用バキューム機器等更新

（３）概　　要　　閲覧図書のとおり

（４）施 行 期 間　　契約の日から令和９年１月２５日（月）まで

２．入札条項を示す場所及び日時

（１）配 布 期 間

令和８年１１月１１日（水）から令和８年１１月２０日（金）※閉庁日を除く

（２）配 布 場 所

葛尾村のホームページよりダウンロードのこと。

（３）配 布 方 法

ホームページにおいて電子データを交付する。

郵送での配布はしない。

３．入札執行の場所及び日程等

（１）日　　時　　令和８年１１月２６日（木）午前１０時から

（２）場　　所　　葛尾村役場第一会議室

（３）入札保証金　　入札に参加を希望する者は、入札金額の 100 分の５以上の額の保証金を納付しなければならない。ただし、葛尾村財務規則第 115 条第１項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除し、一般競争入札参加資格確認通知書にて通知する。

（４）契約保証金　　落札者は契約金額の 100 分の 10 以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、葛尾村財務規則第 98 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部を免除する。

（５）予 定 価 格　　非公表

（６）入 札 回 数　　再入札あり

（７）入 札 書 等　　入札書（税抜）を提出すること。併せて、入札参加資格を有すると認められた者であることを証する葛尾村長からの通知書の写しを提出すること。

４．入札に参加する者に必要な資格

入札に参加する者は、次に掲げる条件及び入札説明書に掲げる条件をすべて満たしている者であること。

（１）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４第１項の規定に該当していない者であること。

（２）国又は都道府県及び本村から地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項の規定による入札参加の制限措置を受けていないこと。

（３）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更正手続き又は民事再生法（平成 11 年法律第 25 号）に基づく再生手続き中の者でないこと。

（４）過去において、同種物品の納入実績を有する者であること。

５．入札参加の申し込み

（１）入札参加を希望する者は、次の書類を１部提出し、入札参加資格審査及び入札参加資格の確認を受けなければならない。

①（様式１）一般競争入札参加資格確認申請書

②（様式２）官公庁納入実績一覧表

③（様式３）営業所及び委任関係一覧表

④（様式４）委任状　※委任先を設けない場合は不要

⑤その他入札参加資格審査確認項目で、提出の指示を受けた書類がある場合は提出すること。

⑥　返信用封筒一通（長形３号封筒に切手を貼付し、返信先を記載すること）

（２）提 出 期 限

令和８年１１月２０日（金）午後５時まで

※閉庁日は持参提出を受け付けない

（３）提 出 先

〒９７９－１６０２　福島県双葉郡葛尾村大字落合字落合１６

葛尾村役場　総務課総務企画係

（４）提 出 方 法

持参又は郵送とする（提出期限必着のこと）

６．入札参加資格の確認

令和８年１１月２５日（水）までに、入札参加資格の有無について一般競争入札参加資格確認通知書をもって通知する。

７．現地説明会及び質問等

（１）現地説明会はせず、現地確認を可能とする。なお、現地確認希望日の２営業日前までに担当課に予約の連絡をすること。（担当課電話　０２４０－２９－２１１２【内線３１】）

（２）設計図書等に対する質問及び回答

①質問受付期間

令和８年１１月１１日（水）から令和８年１１月２０日（金）午後５時まで

②質問受付方法

設計図書等質問書（任意様式）を電子メール・ＦＡＸ等により葛尾村役場総務課総務企画係まで書面で提出するものとする。（ＦＡＸ　０２４０－２９－２１２３）

③回答方法

令和８年１１月２４日（火）までに、設計図書等回答書を資格審査申請書を提出した全ての者に回答する。

８．落札者の決定

（１）予定価格以下の価格で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。（最低制限価格は設けない。）

（２）落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金額を入札書に記載すること。

９．契約の保証

葛尾村財務規則及び葛尾村が示す契約条件による。

10．入札の無効

４の入札に参加する者に必要な資格のない者の入札、申請書及び資料に虚偽の記載をした者の入札及び入札保証金が所定の比率に満たない者の入札は、無効とする。

11．契約

（１）契約書の作成をすること。

（２）契約の締結については、葛尾村財務規則及び葛尾村が示す契約条件に基づくものとする。

（３）提出書類については、すべてＡ４版とする。

（４）落札者決定後に、落札者と契約を締結する。

以上